

小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領（以下「実施要領」という。）は、小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託の受託事業者選考について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託

(2) 事業の目的

小金井市公共下水道事業の体系的な実施に向けて、「小金井市下水道総合計画改訂版」、「小金井市下水道事業経営戦略改訂版」の各種計画について整合性を確保しつつ、下水道使用料の改定についても検討し、総合的な策定を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙、「小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託仕様書（案）」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月15日（月）まで

(5) 予算額（見積限度額）

23,321,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和7年度予算額 10,613千円（税込み）

令和8年度予算額 12,708千円（税込み）（債務負担行為）

※上限額を超えた提案は無効とする。

(6) 支払い方法

部分払い（2回）

第1回 令和8年4月

第2回 令和9年4月

なお、支払額は各年度の予算の範囲とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式により企画提案書等を提出した事業者について、書類審査及びプレゼンテーション審査により総合評価し選考する。

4 参考図書

業務は、次に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ・「経営戦略」の改定推進について

(令和4年1月25日付け総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号
総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知)

- ・経営戦略策定・改定マニュアル(同通知)
- ・経営戦略策定・改定ガイドライン(平成31年3月29日策定 総務省)
- ・下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)(平成29年3月 日本下水道協会)

5 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

6 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選考する。

本支援委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選考後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行うものとする。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選考された者と交渉を行うこととなる。

7 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件(以下「資格要件」という。)

は、次に示す全ての事項に該当する者とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。
- (7) 令和2年度から令和6年度において、地方公共団体が発注した以下に示す全ての業務と同種の業務を元請として受注した実績を有すること。
 - ア 下水道総合計画策定業務
 - イ 下水道事業経営戦略策定支援業務
- (8) 管理技術者、担当技術者及び照査技術者について、仕様書（案）に定める要件を満たす技術者の配置をすること。
- (9) (8)の技術者が、類似業務の受託従事実績を令和2年度から令和6年度において有すること。

8 プロポーザル日程について

番号	内容	期日等
1	実施要領等の配布	令和7年4月1日（火）
2	参加希望申請書等の提出期限	令和7年4月15日（火）
3	資格審査の結果通知発送	令和7年4月18日（金）
4	質問票の受付期限	令和7年4月23日（水）
5	質問票に対する回答	令和7年4月25日（金）

6	企画提案書等の提出期限	令和7年5月16日(金)
7	第一次審査結果通知発送	令和7年5月21日(水)
8	第二次審査 (プレゼンテーション・質疑応答)	令和7年5月28日(水)
9	第二次審査の結果通知発送	令和7年6月2日(月)
10	契約締結日(予定)	令和7年6月中旬頃

9 実施要領等の配布場所及び配布期間

- (1) 配布場所 小金井市役所第二庁舎4階 下水道課窓口
※市ホームページからもダウンロード可能
- (2) 配布期間 令和7年4月1日(火)から4月15日(火)まで
(窓口での配布は、土・日・祝日及び平日の正午から午後1時を除く)

10 参加希望申請書等の提出

- (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
2	会社概要及び類似業務実績 ※契約実績の内容が確認できる書類 (契約書の写し等)を添付すること。	1部
3	業務実施体制及び担当者実績	1部

- (2) 提出期限 令和7年4月15日(火)午後5時まで
- (3) 提出方法
直接窓口へ持参又は配達証明付書留郵便による郵送(当日必着)のいずれかにより提出すること。
※提出期限までに参加希望申請書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。
- (4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり
- (5) 資格要件の確認
提出資料を基に参加資格の確認を行い、令和7年4月18日(金)に結果を申込者へ文書にて通知する。

11 実施要領等に関する質疑の受付等

実施要領等に関する質疑は、次の受付期間中、質問書（様式4）により電子メールで送付すること。

※電子メール送信後、「17 問合せ先」に電話で通信確認をすること。電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

(1) 受付期間

令和7年4月18日（金）から4月23日（水）午後5時まで

(2) 提出先 「17 問合せ先」のとおり

(3) 質問回答

令和7年4月25日（金）（予定）

※回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、市ホームページに掲載する（個別回答は行わない。）。ただし、参加希望申請書を提出していない事業者からの質問及び本事業に関係のない質問については、原則として回答しないものとする。なお、質疑に対する回答は、本要領と同等の効力が生じるものとする。

12 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格等	提出部数
任意様式	企画提案書	A4版／両面印刷20ページ以内（表紙及び目次は除く。）で作成	記名1部 無記名7部
任意様式	見積書	具体的な年度毎の積算内訳を記載し、税抜きとすること。	記名1部 無記名7部

※記名分は提案者名を記入し、無記名分は提案者名が特定される記述やロゴマーク等を記入しないこと。

(2) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

直接窓口へ持参又は配達証明書付書留郵便による郵送（当日必着）のいずれかにより提出すること。

なお、提出書類はファイル綴じで提案内容ごとにインデックスを付し

た上で提出すること。

※期限までに提出のなかった場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり

13 企画提案書の内容・記載を要する事項

(1) 別紙「小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託仕様書(案)」の各事項及び市の地域特性や下水道環境の現状と課題を踏まえ、業務の視点及び業務手法、優位性について、具体的かつ専門的な視点から提案を行うこと。

※優位性は、他自治体においての計画等策定支援受託実績を含めて記載すること。

(2) 業務体制、業務フロー及び業務遂行スケジュール

※担当者の兼務は認めるが、担当者への負荷が過度にならないように支援体制を用意し、企画提案書に説明を記載すること。

14 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「小金井市下水道総合計画改訂版策定等支援委託プロポーザル審査基準」のとおり

(2) 第一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位4者を第一次審査通過とする。(ただし、応募が4者以下の場合は、参加者全てを合格とし、第一次審査は行わずに、第二次審査において企画提案書等について併せて審査することとする。)

(3) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

ア 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選考する。

※総得点が第1位又は第2位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者及び次点者を選考しないことがある。

イ 審査は、非公開とする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

- ① 一人につき、プレゼンテーション30分以内、ヒアリング10分程度とする。
- ② 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う。
- ③ 出席者は、管理技術者を含め5人以内とする。また、ヒアリングも併せて実施するため、本支援委託業務の管理技術者及び担当技術者は第二次審査に出席すること。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。
- ⑤ パワーポイント等については使用可能。プレゼンテーションに必要な機器は、全て提案者側で用意（ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意する。）する。プレゼンテーション資料には提案者名を記載しないこと。

15 審査結果

- (1) 第一次審査の結果は、令和7年5月21日（水）に企画提案書を提出した全者に郵送にて通知する。
- (2) 第二次審査の結果は、令和7年6月2日（月）に、第二次審査に参加した全者に郵送にて通知する。
- (3) 審査・選考内容については、公開しないものとする。候補者に選考されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選考されなかった理由の説明を求めることができる。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

16 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとする。
 - ア 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。

- ① 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの
- ③ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
- ④ その他、設定した条件を満たしていない場合

イ 参加者提出資料は、返却しないものとする。

ウ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て参加者提出資料の内容を無償で使用できるものとする。参加者提出資料は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成できるものとする。

なお、参加者提出資料は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがある。

- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできないものとする。また、プロポーザル終了後、速やかに市に返却すること。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできないものとする。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合がある。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加すること。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

17 問合せ先

〒184-0013

小金井市前原町三丁目41番15号

小金井市 環境部 下水道課

電 話 042-387-9828

F A X 042-387-7222

E-mail : s060599@koganei-shi.jp